出張特別労働相談

（主催）大分県労政・相談情報センター
（共催）豊後大野市、大分県労働委員会
・弁護士、労働基準監督官、相談員が対応します。
・電話での相談にも対応します。
・相談無料、秘密厳守。
※弁護士への相談は、前日までの予約が必要です。
　また、相談内容によっては、対応できないことがあります。



令和８年 12 月 17 日（木）

受付：13 時 30 分～15 時 30 分
（相談は 16 時 00 分まで）

豊後大野市中央公民館　視聴覚室
（豊後大野市役所本庁舎2階）

【問合せ先】
携帯・スマホ　：097-532-3040
フリーダイヤル：0120-601-540



【相談事例】

・賃金、残業代の未払
・長時間労働
・パワハラ、セクハラ
・年休の5日取得義務化
・不当解雇
・退職引き留め

※労働者・使用者の皆様からの相談をお受けしています。

※上記相談日以外も、裏面のとおり、大分県労政・相談情報センター及び大分県労働委員会の相談員が電話や来所での相談をお受けしております。

仕事、職場で困っている、悩んでいるときは、

大分県労政・相談情報センターへ

スマホ・携帯から　097－532－3040
フリーダイヤル　0120－601－540

（相談日）月曜日～金曜日（祝日、年末年始の休暇を除く）8:30～17:15
（場　所）大分市大手町３丁目１番１号　大分県庁舎本館7階　雇用労働室
※来所される場合は、事前にご連絡ください。

大分県労政・相談情報センターは、指導や監督を行う機関ではなく、働く方と会社との関係を安定させるための助言を行う機関です。

労働基準法令に違反していると思われる場合は、労働基準監督署等をご案内します。



【最近の相談事例から】

Q．会社から「明日から来なくてもよい」と言われた。これは解雇になるのか。

A．会社が働く方に退職を勧めることを「退職勧奨」といい、これに応じた場合は解雇ではなく退職として扱われる。単に「明日から来なくてもよい」と言われただけでは、解雇なのか退職勧奨なのか分からないので、必ず真意を会社に確認する必要がある。

働く方にとっては、解雇か退職かで雇用保険の失業給付の金額や給付制限期間が変わる。退職勧奨に応じるかどうかは働く方の自由であるため、すぐに返答せず、辞める気がない場合は、はっきり断ることが大切である。

大分県労働委員会は、労使紛争を解決するための県の行政機関です。
専門的なアドバイスのほか、内容に応じて「あっせん」を行うことができます。

大分県労働委員会の「あっせん」とは・・・
①あっせん員が労使双方の主張を聴き、お互いの歩み寄りによる紛争解決をお手伝いする制度です。
②あっせん員は労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されています。

大分県労働委員会事務局（県庁舎本館3F　大分市大手町3-1-1）
☏０９７－５３６－３６５０（相談ダイヤル）
相談時間９：００～１７：００※土日、祝日を除く